

令和3年3月12日

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 長 青 柳 剛

新型コロナウイルス感染症対策本部を受けた基本的対処方針の変更、  
緊急事態宣言期間延長、催物の開催制限、施設の使用制限について

この度、3月5日に開催された第57回新型コロナウイルス感染症対策本部において、1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に発令されている緊急事態宣言が3月21日まで延長となり、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて、国土交通省から各種の文書の周知依頼がありましたので、基本方針並びに催物の開催制限、施設の使用制限等について添付文書をご確認いただき、引き続き感染予防対策を講じていただきたくお願い申し上げます。

※【別添1】は、協会発3月11日付の添付文書と一部が同じです。

一般社団法人群馬県建設業協会  
TEL 027-252-1666  
FAX 027-252-1993